

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阪南市は、母子保健事業関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・阪南市は、健康管理システムの運用管理業務を委託しているが、業務委託をするにあたり、契約書の内容以外に個人情報取扱特記事項を定め、個人情報の適正な管理を行うように講じている。  
・本業務において用いる健康管理システムの利用にあたっては、不正利用防止のため、ID、パスワード及び顔認証システムによるアクセス制限、システム操作者の使用記録を保存・管理する等の情報漏えいへの対策を講じている。

## 評価実施機関名

阪南市長

## 公表日

令和1年6月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健事業の実施に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠の届出、乳幼児健康診査、妊婦健康診査、母子健康手帳交付、保健指導、訪問指導を行う。 ・妊娠届出書の管理を行う。・健康診査の対象者の管理及び受診結果の管理・統計処理を行う。・保健指導結果の管理・統計処理を行う。・訪問指導結果の管理・統計処理を行う。・相談結果の管理・統計処理を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ、団体内統合宛名システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

健康管理システム情報ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項及び別表第一の76の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための便号の利用等に関する法律(番号法)第9条(利用範囲)第1項及び第一の49の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康部健康増進課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

--	--

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒599-0203 大阪府阪南市黒田263-1 健康部健康増進課 電話 072-472-2800
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒599-0203 大阪府阪南市黒田263-1 健康部健康増進課 電話 072-472-2800
-----	---

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

